

契約約款の改正について

1 改正理由

(1) 広島高速道路公社調査・設計業務等委託契約約款について

現契約約款第45条（解除の効果）第1項及び第2項の規定を第42条に規定してある発注者の解除権に適用するよう所要の改正を行う。

(2) 広島高速道路公社委託契約約款（役務の提供）

広島高速道路公社委託契約約款（役務の提供）長期継続契約用

広島高速道路公社委託契約約款（管理業務）

広島高速道路公社委託契約約款（管理業務）長期継続契約用 について

現契約約款第32条（解除の効果）第1項及び第2項の規定を第29条に規定してある発注者の解除権に適用するよう所要の改正を行う。

2 改正の内容

新旧対照表のとおり

3 施行日

平成29年6月8日以降、公告、指名通知及び見積依頼を行う案件から適用する。

広島高速道路公社調査・設計業務等委託契約約款新旧対照表

現 行 (旧)	改 正 後 (新)
<p>(解除の効果)</p> <p>第45条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第37条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。</p> <p>2 発注者は、前項の規定にかかわらず、前5条の規定によりこの契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分（第37条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡し部分を除くものとし、以下本条及び次条において「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下本条及び次条において「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(解除の効果)</p> <p>第45条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第37条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。</p> <p>2 発注者は、前項の規定にかかわらず、前6条の規定によりこの契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分（第37条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡し部分を除くものとし、以下本条及び次条において「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下本条及び次条において「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。</p> <p>3 (略)</p>

広島高速道路公社委託契約約款（役務の提供）新旧対照表

現 行 (旧)	改 正 後 (新)
<p>(解除の効果)</p> <p>第32条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。</p> <p>2 発注者及び受注者は前5条の規定によりこの契約が解除されたときは、速やかに業務委託料の精算を行うものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(解除の効果)</p> <p>第32条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。</p> <p>2 発注者及び受注者は、前6条の規定によりこの契約が解除されたときは、速やかに業務委託料の精算を行うものとする。</p> <p>3 (略)</p>

広島高速道路公社委託契約約款（役務の提供）長期継続契約用 新旧対照表

現 行 (旧)	改 正 後 (新)
<p>(解除の効果)</p> <p>第32条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。</p> <p>2 発注者及び受注者は前5条の規定によりこの契約が解除されたときは、速やかに業務委託料の精算を行うものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(解除の効果)</p> <p>第32条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。</p> <p>2 発注者及び受注者は、前6条の規定によりこの契約が解除されたときは、速やかに業務委託料の精算を行うものとする。</p> <p>3 (略)</p>

広島高速道路公社委託契約約款（管理業務）新旧対照表

現 行 (旧)	改 正 後 (新)
<p>(解除の効果)</p> <p>第43条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。</p> <p>2 発注者及び受注者は前5条の規定によりこの契約が解除されたときは、速やかに業務委託料の精算を行うものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(解除の効果)</p> <p>第43条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。</p> <p>2 発注者及び受注者は、前6条の規定によりこの契約が解除されたときは、速やかに業務委託料の精算を行うものとする。</p> <p>3 (略)</p>

広島高速道路公社委託契約約款（管理業務）長期継続契約用 新旧対照表

現 行 (旧)	改 正 後 (新)
<p>(解除の効果)</p> <p>第43条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。</p> <p>2 発注者及び受注者は前5条の規定によりこの契約が解除されたときは、速やかに業務委託料の精算を行うものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(解除の効果)</p> <p>第43条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。</p> <p>2 発注者及び受注者は、前6条の規定によりこの契約が解除されたときは、速やかに業務委託料の精算を行うものとする。</p> <p>3 (略)</p>